

久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ゼロカーボンシティの実現に向け、温室効果ガス排出量の削減を図るとともに、電力、ガスその他のエネルギー価格の高騰等の影響を受けている市民の生活を支援するため、省エネ家電への買換えを行う者に対し、久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。第9条において「規則」という。）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、「省エネ家電」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）に基づく小売事業者表示制度において、省エネ性能による多段階評価点が3.0以上であることにより3つ星以上の統一省エネルギーラベルが表示されている次に掲げる家庭用電気機器をいう。

(1) エアコンディショナー

(2) 電気冷蔵庫

2 この告示において、「住宅」とは、一戸建て住宅（併用住宅及び居住の用に供する部分を含む。）又は共同住宅をいう。

3 この告示において、「市内本店等」とは、市内に店舗を有する法人又は市内に住所及び店舗を有する個人事業者で、市に予め登録した者をいう。

4 この告示において、「市内店舗」とは、市内本店等以外の市内の家電量販店等で、予め市に登録した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の

各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者であること。
- (2) 補助対象者又は補助対象者と同じの世帯に属する者が補助金の交付を受けていないこと。
- (3) 補助対象者自らが居住する市内の住宅に設置している既設のエアコンディショナー又は電気冷蔵庫に代わるものとして、買換えにより補助対象者が居住する住宅に前条第1項各号に掲げる省エネ家電を設置すること。
- (4) 既設のエアコンディショナー又は電気冷蔵庫について、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）に基づき適正に処分していること。
- (5) 次条に規定する補助金の交付の対象となる機器（以下「補助対象機器」という。）について、国、地方自治体等の公的機関が行う他の補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象機器）

第4条 補助対象機器は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する省エネ家電とする。

- (1) 市内の本店等又は市内の店舗で購入したものであること。
- (2) 未使用品であること。
- (3) リースではないこと。

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和7年6月13日以降に支払われた補助対象機器の購入費とする。ただし、次に掲げる額を除く。

- (1) 消費税及び地方消費税の額
- (2) クーポン券又はポイントで支払った額に相当する額

（補助金の額等）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額とし、

次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限額とする。
ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市内本店等で補助対象機器を購入した場合 50,000円
- (2) 市内店舗で補助対象機器を購入した場合 30,000円

2 補助金の交付は、補助対象者が属する世帯につき1回限りとし、補助対象機器1台までを限度とする。

(交付申請等)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号。次条において「申請書兼請求書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長が別に定める期間内に市長に提出するものとする。

- (1) 個人番号カード、運転免許証その他の市内に住所を有することを確認できる書類の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書又はレシートの写し（購入日、製品名、型番、本体価格及び購入した店舗等の名称が記載されているもの）
- (3) 製造事業者が発行した補助対象機器の保証書の写し
- (4) 販売業者等が発行した設置場所を確認できる納品書等の写し
- (5) 家電リサイクル券（特定家庭用機器再商品化法第43条第1項に規定する特定家庭用機器廃棄物管理票をいう。）の排出者控えの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金の交付申請の総額が当該補助を行う年度の予算の範囲を超える見込みのときは、当該年度に係る補助金の交付申請の受付を終了することができる。

(交付決定等)

第8条 市長は、申請者から申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を

審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付について決定し、補助金の額を確定したときは、省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により申請者に通知し、補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは、省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（実績報告の省略）

第9条 市長は、規則第22条の規定により規則第13条に規定する実績報告の手続を省略するものとする。

（交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、第8条第2項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（次条及び第12条において「交付決定者」という。）が、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

（財産の処分の制限）

第11条 交付決定者は、補助対象機器について、当該補助金の交付決定の日から起算して6年間、これを譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、天災その他やむを得ない事由により補助対象機器を処分する場合にあっては、この限りでない。

（報告）

第12条 市長は、必要があると認めるときは、交付決定者に対し補助対象機器の使用状況について、報告を求めることができる。

（その他）

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(表)

様式第1号 (第7条関係)

省エネ家電買換え促進事業補助金交付申請書兼請求書

年 月 日

久喜市長 あて

住 所
氏 名
電話番号

久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金の交付を受けたいので、久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により下記のとおり関係書類を添えて申請し、請求します。

記

1 補助対象機器

省エネ家電の種別 (<input checked="" type="checkbox"/> チェックしてください)	メーカー	型番	省エネ性能による 多段階評価点 (3.0以上が対象)
<input type="checkbox"/> エアコン			
<input type="checkbox"/> 冷蔵庫			
購入価格			
※次の費用は購入価格に含みません。 ・設置又は配送に係る経費 ・既設の機器のリサイクルに係る経費 ・クーポン券やポイントで支払った金額			円 (A)
購入日		年 月 日	
購入した店舗名			

2 補助金の額の計算 (申請額・請求額)

補助金額の計算 (A×1/2) (※1,000円未満切捨て)	円 (B)	
補助限度額 (購入した店舗等の区分に <input checked="" type="checkbox"/>)	<input type="checkbox"/> 市内本店等 50,000円	(C)
	<input type="checkbox"/> 市内店舗 30,000円	
補助金の申請額 (請求額) (B)と(C)を比較し、いずれか少ない方の額	円	

(裏)

3 補助要件についての同意事項

<input type="checkbox"/>	以下の同意・誓約事項の内容を確認し、同意・誓約します。
<ul style="list-style-type: none">・購入した家電は買換えを目的としたものである。(新設ではない)・購入した家電は、未使用品である。・購入した家電は、市内の協力店舗で購入したものである。・購入した家電は、市内の自らが居住する住宅に設置するものである。・申請者又は申請者と同一世帯に属する者が、本補助金の交付を受けていない。・補助対象機器の購入費について、国又は地方公共団体が行う他の補助制度により補助を受けていない。・本補助金受領後に上記の各項目の内容と相違が発生した場合や本補助金交付要綱の規定に違反した場合は、交付された補助金を市が指定する期日までに返還する。	

4 住民基本台帳の確認についての同意

<input type="checkbox"/>	補助金の交付事務に必要な内容に関し、市が私の住民基本台帳の登録状況を確認することに同意します。
--------------------------	---

5 振込先

金融機関	銀行 信用金庫 農協		支店 ※ゆうちょ銀行の場合は店番のみ
	金融機関コード		支店コード(店番)
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

様式第2号（第8条関係）

省エネ家電買換え促進事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付で申請のあった久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金について、下記とおり交付することに決定し、補助金の額を確定したので、久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

交付決定額 金 _____ 円
(交付確定額)

様式第3号（第8条関係）

省エネ家電買換え促進事業補助金不交付決定通知書

久 第 号
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のあった久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金については、下記の理由により交付しないことに決定したので、久喜市省エネ家電買換え促進事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

記

不交付理由